

香川県固定資産評価審議会を傍聴される方へ

香川県固定資産評価審議会（以下「当審議会」）の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 当審議会の会議を傍聴される方は、会議の開催予定時刻までに会場受付で住所および氏名を記入し、会長又は係員の許可を受けてください。
- (2) 傍聴者は先着順により決定し、定員に達し次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴することができない者

次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又はこれらに類する物を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット又はこれらに類する物を着用し、又は携帯している者
- (4) 写真機、ビデオカメラ、録音機、パーソナルコンピュータ、ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話を除く。）又はこれらに類する物を携帯している者。ただし、3の(4)により撮影又は録音を行うことについて会長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、太鼓又はこれらに類する物を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

3 傍聴する際の遵守事項 会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。会議での委員等の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

5 その他 不明な点があれば、係員にお問い合わせください。